



相続手続の手引



はじめに

このたびはご親族さまのご逝去の報を承り、

謹んでお悔やみ申し上げますとともに、

心からご冥福をお祈り申し上げます。

ご生前は、当社をご愛顧賜りましたことに

厚くお礼申し上げます。

本冊子は当社での相続手続きについての

案内をまとめたものです。

ご質問等ございましたら、

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

MUSビジネスサービス株式会社
相続事務センター

0120-78-3234

(受付時間 平日9:00 ~ 17:00)

※三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)はMUSビジネスサービス(株)および共同印刷(株)に事務手続を委託しております。

目次

1	被相続人口座のお取扱いについて	P3	
2	当社相続手続の流れ	P4	
3	「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって	P5	
4	「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって	■ ご準備いただく書類	P6
		■ 遺言書がある	P7
		■ 遺産分割協議書がある	P8
		■ 家庭裁判所の調停調書謄本 または審判書謄本がある	P9
		■ 当社書類で相続手続をする (遺言書や遺産分割協議書等はない)	P10
		■ 必要な戸籍謄本の範囲	P11
		■ 法定相続情報証明制度について	P13
5	相続手続に関するQ&A	P14	

1 被相続人口座のお取扱いについて

相続手続きが完了するまで、原則として当社の被相続人口座でお預りしております有価証券等のご売却・ご返却および、ご出金はできませんのでご了承ください。ただし、葬儀費用等に充当するため、相続手続き完了前に当社相続資産のお受取りを希望される際は、お預り金とMRFに限って、所定の手続によりお受取りいただくことができます。詳しくはお取引店へお問い合わせください。

1 お取引およびサービスの停止について

被相続人口座でお申込みいただいておりますお取引および入出金に関する各種サービスは、利用を停止させていただきます。

《ご利用停止となる主なサービス》

- ・オンライントレード、テレフォントレードサービス
- ・自動積立サービス(株式るいとう、投信るいとう)
- ・利金、収益金、配当金自動送金サービス
- ・投資信託分配金再投資サービス
- ・外貨建MMF自動買付、外国投信自動買付サービス
- ・各種非課税の取扱い(NISA、マル優、特優)
- ・ラップサービス(GRAN GOAL、Mirai Value)
- ・三菱UFJモルガン・スタンレー証券カードサービス

2 買付代金や税金等の支払いについて

被相続人口座でお買付代金が未入金となっている場合や、保有証券等の償還時の税金支払いが必要となっている場合などは、お取引店より相続連絡窓口の方へご連絡いたします。

当社からの案内に沿ってお支払いをお願いいたします。

3 郵送物について

被相続人宛に新たに発生する郵便は差し止めさせていただきます。

「相続に関する届出書・依頼書」をご提出いただいた後はご指定の送付先に発送いたします。また、「相続に関する届出書・依頼書」を複数回当社へご提出された場合は、最後にお届出いただいた内容でお手続きさせていただきます。

2 当社相続手続の流れ

当社の基本的な相続手続は以下の流れで行われます。

相続人さま ◆ 当社へお客さまがお亡くなりになった旨のお申し出

◆ 相続手続書類①の発送

当社

- ・相続に関する届出書・依頼書
- ・相続手続の手引(本書)



◆ 書類①の返送

相続人さま

- ・相続に関する届出書・依頼書
- ・必要書類

P.5 **3** 「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって 参照



◆ 相続手続書類②の発送

当社

- ・相続資産受取依頼書
- ・残高証明書



相続人さま

- ・相続人間での遺産分割協議
- ・相続手続に必要な書類の取り寄せ



◆ 書類②の返送

相続人さま

- ・相続資産受取依頼書
- ・必要書類

P.6 **4** 「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって 参照



◆ 相続手続書類③の発送

当社

- ・口座開設書類等、お手続きに必要な書類



◆ 書類③の返送

相続人さま

- ・口座開設書類等、お手続きに必要な書類



当社 ◆ 当社相続資産の振替

相続人さま ◆ 当社相続資産のお受取り

相続手続完了

1

被相続人口座のお取り扱いについて

2

当社相続手続の流れ

3

「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって

4

「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって

5

相続手続に関するQ & A

3 「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって

本書に同封しております「相続に関する届出書・依頼書」をご提出いただくことで、当社では下記手続を行います。

- ・残高証明書等の発行
- ・各種契約口座の解約
- ・被相続人宛交付物の送付先登録

■ **ご準備いただく書類** 以下をご確認のうえ必要書類(原本)をご準備ください。

1 死亡を証明する書類

死亡日の記載があるいずれか1点をご提出ください。

- 全部事項証明書
- 法定相続情報一覧図
- 改製原戸籍謄本
- 戸籍謄本(除籍謄本)

法定相続情報一覧図については **P.13 法定相続情報証明制度について** 参照

+ 上記1点に加えて

2 死亡届の届出人・残高証明書発行依頼者の確認書類

以下の該当するパターンの確認書類をすべてご提出ください。

ただし、**2**でご提出いただく「被相続人の法定相続人であることが確認できる戸籍謄本」は、**1**でご提出いただく書類が「法定相続情報一覧図」である場合や、**1**と**2**でご提出いただく書類が同一となる場合は不要です。

A	法定相続人の場合	①被相続人の法定相続人であることが確認できる戸籍謄本 ②届出人・依頼者の印鑑証明書(発行日から6ヶ月以内) [※]
B	相続手続代理人の場合	①代理人の印鑑証明書または職印証明書 (発行日から6ヶ月以内) ②代理人の資格証明書 <<例>>税理士：税理士証票(写し)、 司法書士：司法書士会の会員証(写し)、等 ③委任状 ④委任者が被相続人の法定相続人であることが確認できる 戸籍謄本 ⑤委任者の印鑑証明書(発行日から6ヶ月以内)
C	遺言書の遺言執行者 または受遺者の場合	①遺言書 ②遺言執行者または受遺者の印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内) ③検認証明書(自筆遺言書の場合) ④遺言執行者選任審判書謄本 (家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合)

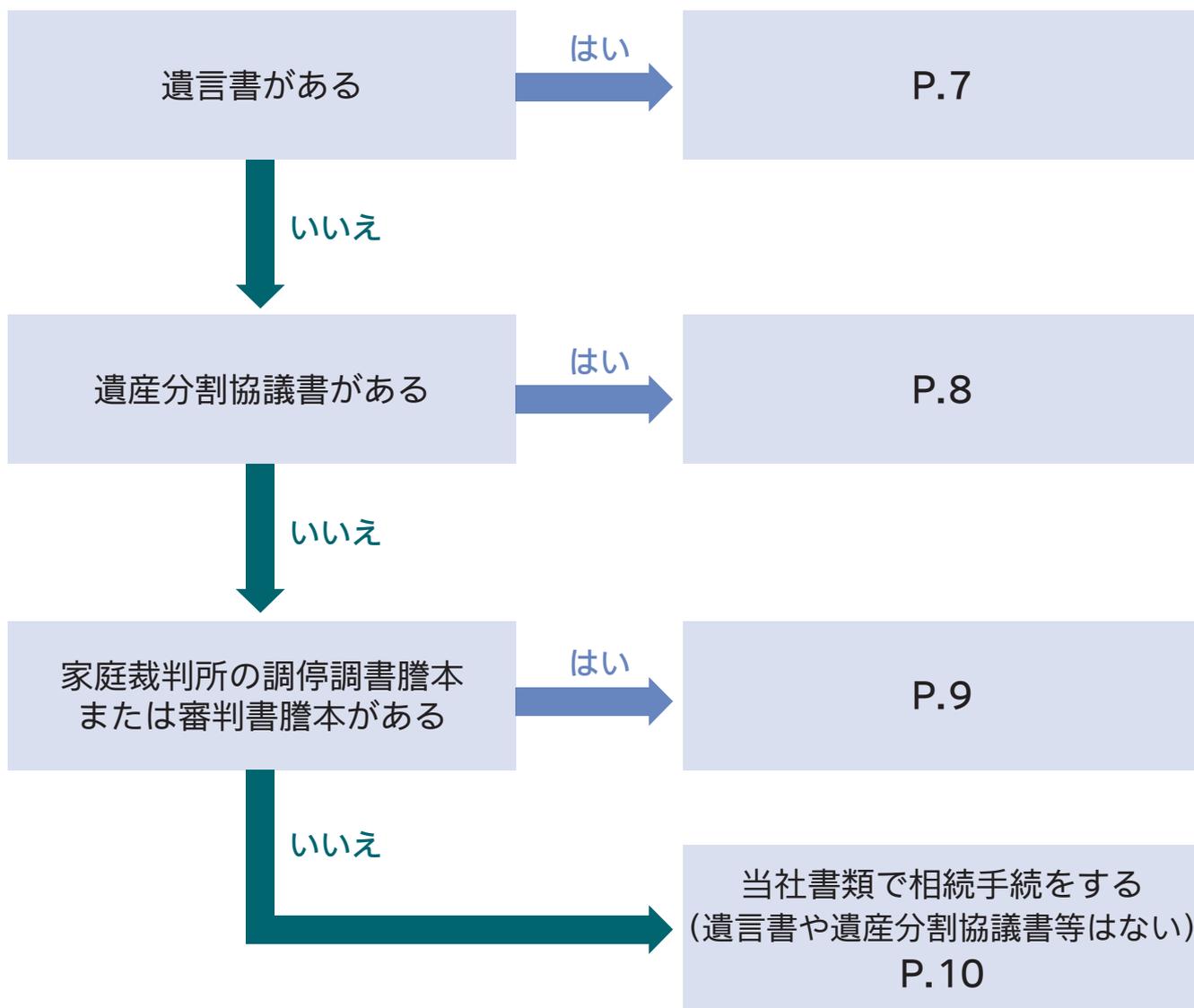
※届出人・依頼者が当社に証券口座をお持ちの場合は、「印鑑証明印(実印)」に当社お届出印をご捺印いただくことで、本書ご提出の際は印鑑証明書のご提出を省略することができます。(お届出印不要の証券口座を除く)
 今後の相続手続につきましては、印鑑証明書のご提出が必要となります。

A～Cに該当しない場合は **P.16 5 相続手続に関するQ&A** をご参照のうえ、相続事務センターまでご連絡ください。

4 「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって

■ ご準備いただく書類

次回当社からお送りします「相続資産受取依頼書」をご提出いただくことで、当社相続資産のお受取人・分割方法等に沿った相続手続をご案内いたします。
また、お手続方法によりご準備いただく書類が異なります。下の図に沿ってご確認ください。



その他の方法で相続手続を行う場合の必要書類については、

相続事務センター (0120-78-3234) へご相談ください。

当社へご提出いただく「遺言書」「遺産分割協議書」「戸籍謄本」「全部事項証明書」等の書類は、内容確認のため、ホチキス留めを一時的に外させていただく場合がございますのでご了承ください。

1

被相続人口座のお取扱いについて

2

当社相続手続の流れ

3

「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって

4

「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって

5

相続手続に関するQ & A

■ 遺言書がある

以下の書類をご準備ください。

No.	書類名		備考
1	遺言書	必須	公正証書遺言の場合は謄本、 自筆証書遺言書保管制度を利用 の場合は <u>遺言書情報証明書</u> を ご用意ください
2	相続資産を受取る相続人の 印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内)	遺言執行者が いない場合必要	
3	家庭裁判所の検認済証明書	自筆証書遺言があり、 かつ、自筆証書遺言書 保管制度を利用して いない場合必要	
4	遺言執行者の印鑑証明書または 職印証明書 (発行日から6ヶ月以内)	遺言執行者が いる場合必要	
5	遺言執行者選任の審判書謄本	遺言執行者が 審判により 選任されている 場合必要	

ご準備いただく書類の原本要否は **P.14** **5** 相続手続に関するQ&A Q2 をご確認ください。

■ 遺産分割協議書がある

以下の書類をご準備ください。

No.	書類名		備考
1	分割協議書	必須	法定相続人全員の署名・捺印が必要です
2	法定相続人全員の印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内)	必須	
3	下記①②いずれかの書類 ①法定相続情報一覧図 ②戸籍謄本一式	必須	法定相続人全員が確認できる書類をご用意ください
4	法定相続人全員と締結した 委任契約書(委任状)	相続手続 代理人がいる 場合必要	
5	相続手続代理人の印鑑証明書 または職印証明書 (発行日から6ヶ月以内)	相続手続 代理人がいる 場合必要	

必要な戸籍謄本の範囲は **P.11~12 必要な戸籍謄本の範囲**

法定相続情報一覧図は **P.13 法定相続情報証明制度について**

ご準備いただく書類の原本要否は **P.14 5 相続手続に関するQ&A Q2** をご確認ください。

1

被相続人口座のお取扱いについて

2

当社相続手続の流れ

3

「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって

4

「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって

5

相続手続に関するQ&A

■ 家庭裁判所の調停調書謄本または審判書謄本がある

以下の書類をご準備ください。

No.	書類名		備考
1	審判書謄本および確定証明書、 または調停調書謄本	必須	
2	相続資産を受取る相続人の 印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内)	必須	
3	当社資産受取人と締結した 委任契約書(委任状)	相続手続 代理人がいる 場合必要	
4	相続手続代理人の印鑑証明書 または職印証明書 (発行日から6ヶ月以内)	相続手続 代理人がいる 場合必要	

ご準備いただく書類の原本要否は **P.14 5 相続手続に関するQ&A Q2** をご確認ください。

■ 当社書類で相続手続をする（遺言書や遺産分割協議書等はない）

以下の書類をご準備ください。

No.	書類名		備考
1	法定相続人全員の印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内)	必須	
2	下記①②いずれかの書類 ①法定相続情報一覧図 ②戸籍謄本一式	必須	法定相続人全員が確認できる書類をご用意ください

必要な戸籍謄本の範囲は [P.11～12 必要な戸籍謄本の範囲](#)

法定相続情報一覧図は [P.13 法定相続情報証明制度について](#)

ご準備いただく書類の原本要否は [P.14 5 相続手続に関するQ&A Q2](#) をご確認ください。

また、お手続き内容により別途書類のご提出をお願いする場合がございます。

1

被相続人口座のお取扱いについて

2

当社相続手続の流れ

3

「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって

4

「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって

5

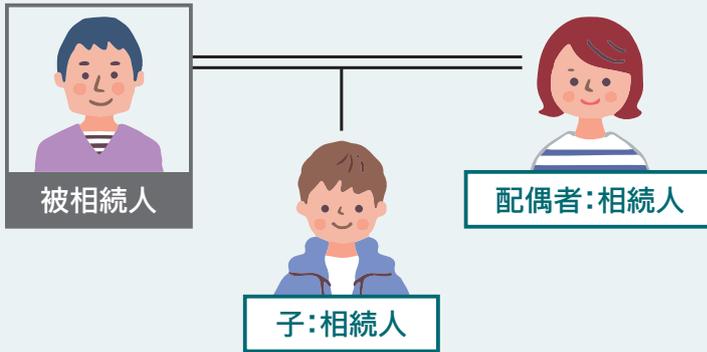
相続手続に関するQ & A

■ 必要な戸籍謄本の範囲

必要な戸籍謄本の範囲は、お客さまによって異なる場合があります。

ご不明な点がございましたら、[相続事務センター \(0120-78-3234\)](tel:0120-78-3234) へお問い合わせください。

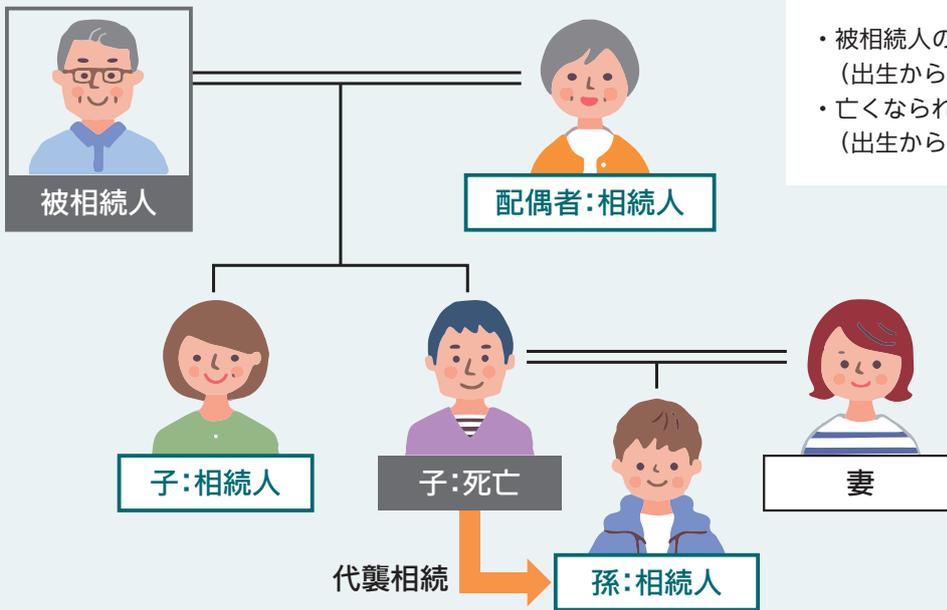
CASE:1



相続人が配偶者と子の場合

- ・被相続人の戸籍謄本
(出生から死亡まで連続したもの)

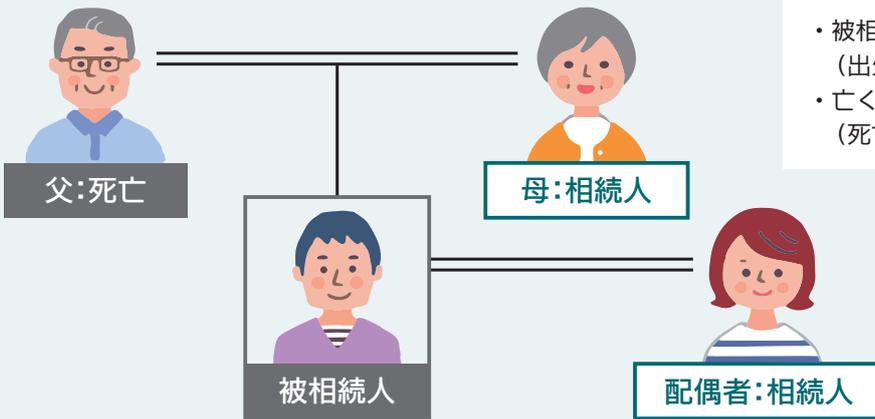
CASE:2



相続人が配偶者と子・孫の場合

- ・被相続人の戸籍謄本
(出生から死亡まで連続したもの)
- ・亡くなられた子の戸籍謄本
(出生から死亡まで連続したもの)

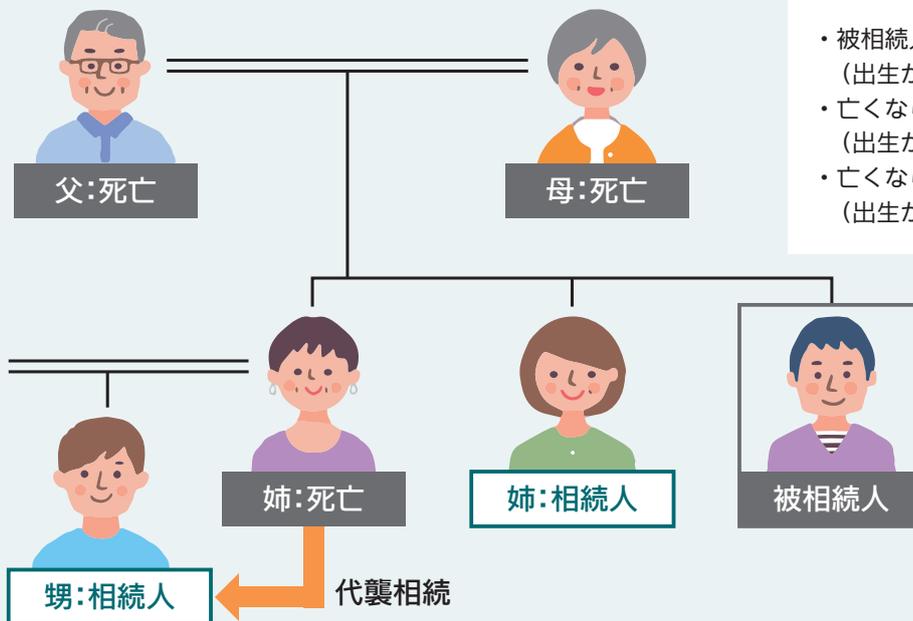
CASE:3



相続人が配偶者と母の場合

- ・被相続人の戸籍謄本
(出生から死亡まで連続したもの)
- ・亡くなられた父の戸籍謄本
(死亡の記載があるもの)

CASE:4



相続人が姉・甥の場合

- ・被相続人の戸籍謄本
(出生から死亡まで連続したもの)
- ・亡くなられた両親の戸籍謄本
(出生から死亡まで連続したもの)
- ・亡くなられた姉の戸籍謄本
(出生から死亡まで連続したもの)

1

被相続人口座のお取扱いについて

2

当社相続手続の流れ

3

「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって

4

「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって

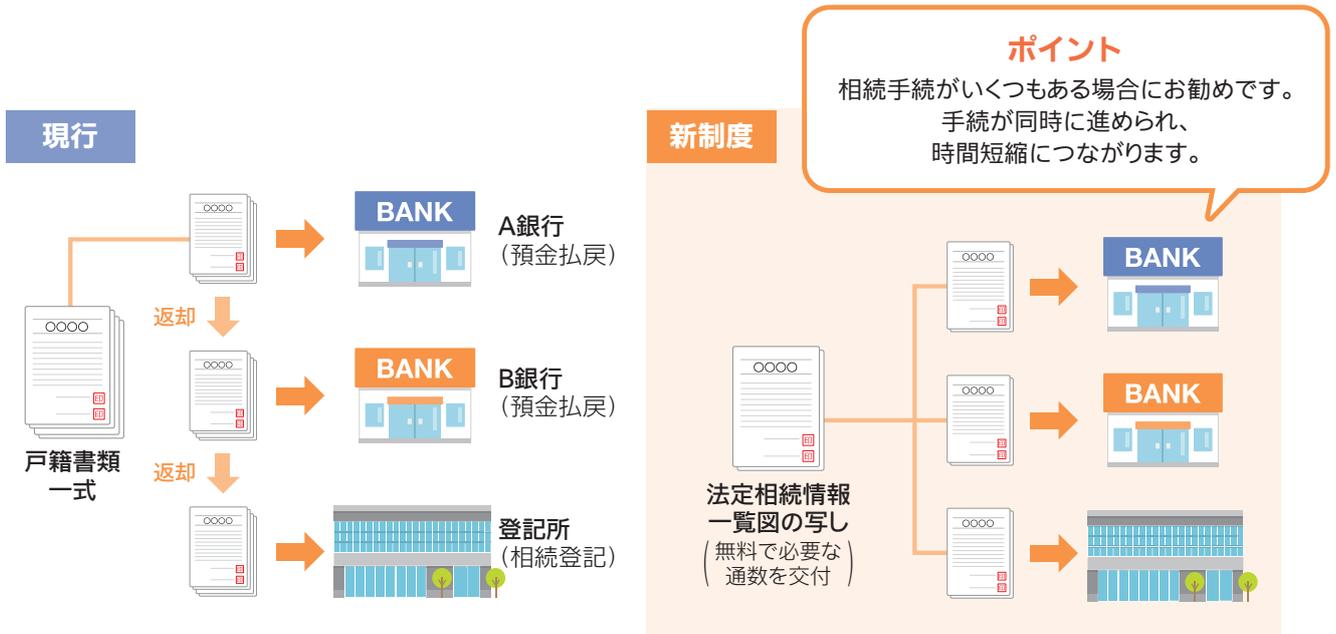
5

相続手続に関するQ & A

■ 法定相続情報証明制度について

法定相続情報証明制度は、作成した「法定相続情報一覧図」と戸籍謄本等を登記所へ提出することで、認証文付きの「法定相続情報一覧図」の写しの交付を受けられることができます。交付は無料で、相続手続時に何度も戸籍謄本等を出しなおす手間が省けます。

法定相続情報証明制度の概要



手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の 3STEP!～



法定相続情報一覧図の写しの交付



戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続へお使いください。

法定相続情報証明制度の詳細な手続は [法務局ホームページ](#) **検索** でもご覧いただけます。

5 相続手続に関するQ&A

Q1 記入間違いをしてしまったのですが、どう訂正すればいいですか

A 書き損じた場合は誤った記入箇所に二重線を引き、ご訂正印(印鑑証明印)をご捺印のうえ、正しい内容をご記入ください。
また、提出書類には、修正液等は使用しないでください。

Q2 提出する書類は写しでもいいですか

A 書類は原本をご提出ください。ただし、以下の書類に限り写しでのご提出も可能です。
【遺言書、検認証明書、分割協議書、審判書謄本および確定証明書、調停調書謄本、委任状】
コピーする際は、すべてのページが実際のサイズではっきりと印刷されていることをご確認ください。
また、お手続内容により、上記書類についても原本のご提出をお願いする場合があります。

Q3 すでに提出済の証明書類を再度送る必要はありますか

A 初回にご提出いただいた書類にてお手続きいたしますので、再度お送りいただく必要はございません。
ただし、印鑑証明書については発行日から6ヶ月を過ぎた場合、再度ご提出をお願いする場合があります。

Q4 来店して相続手続することはできますか

A 店頭では相続に関する書類の内容確認ができかねるため、原則郵送での手続をお願いしております。

Q5 準確定申告に必要な書類を送ってほしいのですが

A 別途依頼書をご提出いただく必要があります。
書類をお送りしますので、相続事務センターまでご連絡ください。

1

被相続人口座のお取り扱いについて

2

当社相続手続の流れ

3

「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって

4

「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって

5

相続手続に関するQ&A

Q6 簡易な手続きをすることはできますか

A 当社お預り資産額が1千万円以下で一定の条件を満たすときは、簡易な方法にて相続手続きを行うことができます。
お手続詳細については相続事務センターまでお問い合わせください。

Q7 株や投資信託、債券等の有価証券を相続人で等分に分割して受取ることができますか

A 商品によりご希望の分割ができない場合があります。
遺産分割協議の際にはご注意ください。
分割可能単位については相続事務センターまでお問い合わせください。

Q8 海外に住んでいるため印鑑証明書が取得できません

A 居住国の日本大使館・領事館等で発行される在留証明書およびサイン証明書等を取得してください。
大使館が遠方の場合、公証人が発行する身分証明書をご用意ください。

Q9 外国国籍のため印鑑証明書が取得できません

A 公証人が発行する身分証明書をご用意ください。

Q10 相続放棄の手続をしたのですが、どのような書類を提出したらいいですか

A 家庭裁判所発行の相続放棄申述受理証明書(通知書)の写しをご提出ください。

Q11 調停手続を利用します。「相続に関する届出書・依頼書」を返送する際に、どのような書類を同封したらいいですか

A 調停手続の場合は、①調停調書謄本 ②届出人・依頼人の印鑑証明書をご同封ください。

Q12 相続財産管理人に選任されています。「相続に関する届出書・依頼書」を返送する際に、どのような書類を同封したらいいですか

A 相続財産管理人の場合は、①相続財産管理人選任審判書謄本
②相続財産管理人の印鑑証明書(発行から6ヶ月以内)をご同封ください。

Q13 「相続に関する届出書・依頼書」【4】被相続人口座で作成された交付物についてで交付物の送付を希望したが、該当の報告書が送られてきません

A 各報告書はお客様の取引や契約状況等により、送付されないことがあります。報告書の発行をご希望の場合は、相続事務センターまでご連絡ください。

Q14 被相続人口座の「顧客口座元帳」が届いたのですが、これはなぜ届いたのでしょうか

A 「相続に関する届出書・依頼書」【4】被相続人口座で作成された交付物についての手続で、「ご逝去日から本届出以前の各書類(取引残高報告書、運用報告書等)」の送付を希望されたため、それら報告書類の代替書類としてお送りしています。また、確認方法については、同封している「顧客口座元帳項目説明書」をご参照ください。

Q15 「相続資産受取依頼書」の銘柄記入欄や相続人記入欄の数が足りません

A お手数ですが、当社HPに掲載している「別紙」をご印刷いただくか、相続事務センターまでご連絡ください。

1

被相続人口座のお取扱いについて

2

当社相続手続の流れ

3

「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって

4

「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって

5

相続手続に関する Q&A

Q16 相続人に未成年者がいるのですが、追加で必要な書類はありますか

A 親権者の印鑑証明書をご提出ください。
ただし、親権者も法定相続人である場合は、特別代理人を選任する必要があります。
特別代理人選任時は特別代理人選任審判書謄本、特別代理人の印鑑証明書をご提出ください。

Q17 相続人に成年被後見人がいるのですが、追加で必要な書類はありますか

A ①成年後見人の印鑑証明書②登記事項証明書または審判書謄本および確定証明書をご提出ください。
ただし、成年後見人も法定相続人である場合は、特別代理人を選任する必要があります。
特別代理人選任時は特別代理人選任審判書謄本、特別代理人の印鑑証明書をご提出ください。

Q18 被相続人口座で保有している外国証券の配当金等は外貨で支払われますか

A 被相続人口座で外国証券をお預りしている場合の利金・分配金・配当金・償還金については、被相続人さまに選択いただいていた通貨でお支払いいたします。
ただし、相続手続完了後に発生した配当金等は、円貨でお支払いいたします。

Q19 三菱UFJ銀行の金融商品仲介口座を保有しているので銀行に連絡したところ、証券から書類が届いたのですがどうしてですか

A 金融商品取引業者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券が三菱UFJ銀行・三菱UFJ信託銀行等へ金融商品仲介業の委託を行っており、被相続人さまのお取引口座は三菱UFJモルガン・スタンレー証券に開設されていることから、相続手続のご案内をしております。

MEMO

1

被相続人口座のお取扱いについて

2

当社相続手続の流れ

3

「相続に関する届出書・依頼書」のご提出にあたって

4

「相続資産受取依頼書」のご提出にあたって

5

相続手続に関するQ & A

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号
加入協会：日本証券業協会・一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会・一般社団法人第二種金融商品取引業協会